

## 災害時における医療救護活動に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要がある場合は、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

（薬剤師の派遣要請の手続き）

第3条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

（業務の内容）

第4条 甲の要請に基づき派遣された薬剤師（以下「薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

（指揮命令）

第5条 現地での指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（薬剤師の輸送）

第6条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 薬剤師が使用する医薬品等は、薬剤師が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は無料とする。

(費用の弁償)

第9条 法令に定めがあるもののほか、甲の要請に基づいて派遣した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師が携行した医薬品等使用した場合の実費
- (2) 薬剤師の派遣に要する費用

(医療従事者への災害補償)

第10条 甲は、甲の要請に基づき医療救護に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日山形県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年12月8日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市美畑町11番26号  
社団法人山形県薬剤師会  
会 長 渡 辺 康 弘